

沖縄県警察の体力検定等実施細目の制定について

発出年月日：平成15. 3. 17

文書番号：沖例規教1

公表範囲：全文

沖縄県警察の体力検定等実施に関する訓令（平成15年沖縄県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）の制定に伴い、訓令の規定により新たな警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関して必要な細目的事項を定めるため、別添のとおり「沖縄県警察の体力検定等実施細目の制定について」（昭和63年8月24日付け沖例規教第2号）の全部を改正することとしたので、効果的な運用を図られたい。

別添

沖縄県警察体力検定等実施細目

第1 体力検定等の実施方法

- 1 警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）は、沖縄県警察の体力検定等実施に関する訓令（平成15年沖縄県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）によるほか、この細目に定めるところによる。
- 2 体力検定等の具体的実施方法は、警察体力検定にあつては別記第1の「JAPPAT（ジャパット）実施マニュアル」により、体力テストにあつては別記第2の「体力テスト実施要領」により行うものとする。

第2 実施責任者等の任務

1 実施責任者

- (1) 実施責任者は各所属長とし、所属における体力検定等の実施に当たり、平素から所属職員に対して事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負うものとする。
- (2) 実施責任者は、JAPPAT（ジャパット）実施マニュアルに定める健康疾患に該当する者及び傷病等のため体力検定等を受検することが適当でない認められる者については、体力検定等を受検させないものとする。
- (3) 実施責任者は、体力検定等の受検結果を速やかに委員会に報告しなければならない。

2 推進責任者

- (1) 推進責任者は、警察署にあつては副署長、警察本部にあつては次席とする。
- (2) 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

3 立会責任者

- (1) 立会責任者は、体力検定等を実施する場合に、所属の警部（警部相当の一般職を含む。）の中から実施責任者が指定するものとする。
- (2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。

特にゴールの際の転倒に備え、介添補助員を配置するなど、受傷防止のために細心の注意を払うこと。

4 測定責任者

- (1) 実施責任者は、所属職員のうち体力検定等の実施に関する講習等を受けた者の中から測定責任者を指定する。
- (2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。
- (3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

第3 結果の評価

体力検定等の評価は、訓令第5条の警察体力検定等委員会（以下「委員会」という。）が次に定めるところにより行う。

- (1) 警察体力検定
別表1の「警察体力検定級位基準表」に基づき級位認定を行う。
- (2) 体力テスト
別表2の「体力テスト評価基準表」に基づき体力判定を行う。

第4 実施上の留意事項

体力検定等の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 「JAPPAT（ジャパット）実施マニュアル」及び「体力テスト実施要領」に従って、適正かつ安全に行うこと。
- (2) 「JAPPAT（ジャパット）」の安全性については、運動生理学上の実験・検証を経て確認されているところであるが、その運動特性から受検時の受傷や事故を防止するため、安全管理には十分に配慮すること。
- (3) 実施日を可能な限り早期に伝達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配慮すること。
- (4) 受検者の健康状態を十分にチェックし、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。
- (5) 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。
- (6) 時期、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- (7) 受検者の服装は、運動に適したものとすること。
- (8) 体力テストの種目中「20mシャトルラン」については、所属ごとの事情によりやむを得ない理由があると認めるときには、実施責任者が委員会と協議の上、その実施を省略することができるものとする。

第5 報告

各所属は、4月1日から翌年3月31日までの体力検定等の実施結果を3月31日現在で調査し、毎年4月10日までに別記様式第1号「警察体力検定実施結果表」及び別記様式第2号「体力テスト実施結果表」により教養課経由で本部長に報告すること。この場合において、体力テスト実施結果表には、別記第2の第2の9において定める「体力テスト個人記録表」（別紙4）を添付すること。

別表等省略